

横手市議会
大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会
調査報告書

令和7年8月

目 次

1	調査の趣旨と経緯	1
2	調査特別委員会の設置	1
(1)	設置の決議	1
(2)	委員会の名称	1
(3)	委員の氏名	1
3	調査事件	1
4	委員会の開催状況	3
5	証人として尋問を求めた者、証言を求めた事項	4
6	記録および資料の提出	6
(1)	地方自治法第 100 条第 1 項により提出を求めた記録	6
(2)	執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出された資料	6
7	調査の内容	7
(1)	大森地区農業集落排水（機能強化）事業の実施について	7
(2)	工事の発注の仕方および事業者選定について	7
(3)	水槽工事におけるコンクリート型枠について	8
(4)	水槽工事におけるコンクリート打設について	9
(5)	水槽部分と建築部分の取り合い（接合部）について	11
(6)	建築工事への影響について	11
(7)	水槽躯体の状況と補修について	12
8	総括	14
9	証言拒否等	16
(1)	証人の出頭拒否の状況	16

(2) 証人の証言拒否の状況	16
(3) 虚偽の証言	16
(4) 自白の状況	16
(5) 記録の提出拒否の状況	16
(6) 宣誓拒否の状況	17
10 告発の状況	17
11 調査経費	17
(1) 調査経費に関する議会の議決	17
(2) 決算見込額	17
12 その他	17
(1) 証人に対する公示送達	17

1 調査の趣旨と経緯

令和5年9月定例会に上程された認定第12号令和4年度横手市下水道事業会計決算の予算決算委員会産業建設分科会審査において、委員の指摘により、大森地区農業集落排水（機能強化）事業大森浄化センター土木（水槽）工事の工事瑕疵が発覚した。

本件については、一連の工事の経過、瑕疵部分にかかる補修方法及び経費、契約検査基準など様々な疑義があり、市議会として調査する必要性が生じたため、委員会条例第6条に定める特別委員会を設置し、その調査を付託した。

その後、特別委員会による調査が実施され、令和6年3月定例会において調査報告が行われた。しかし、半年間の調査における市担当部局からの資料と職員による説明だけでは詳細を確認することは困難であり、引き続き地方自治法第100条に基づく調査が必要であるとの特別委員会からの申し出を受け、調査権等を特別委員会に委任することとなったものである。

2 調査特別委員会の設置

（1）設置の決議

大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会への地方自治法第100条の調査権等の委任について、令和6年3月定例会（令和6年3月18日）において、賛成多数により可決

（2）委員会の名称

大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会

（3）委員の氏名

委員長	菅原正志	副委員長	佐藤誠洋	委員	鈴木勝雄
委員	木村清貴	委員	塩田 勉	委員	井上忠征
委員	福田 誠	委員	加藤勝義	委員	高橋和樹

3 調査事件

大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター整備工事にかかる事項

《用語の定義》

- ・大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会を以下「特別委員会」と、100 条調査権等を委任された以降の特別委員会を以下「百条委員会」という。
- ・大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター土木工事（水槽）を以下「水槽工事」と、および当該工事を請け負った特定建設工事共同企業体を以下「水槽 J V」という。
- ・大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター建築工事を以下「建築工事」と、および当該工事を請け負った特定建設工事共同企業体を以下「建築 J V」という。
- ・水槽工事および建築工事の工事監理業務委託の契約者を以下「工事監理者」という。

4 委員会の開催状況

回数	月 日	内 容
第 1 回	令和 6 年 4 月 1 6 日	・ 委員会の運営について ・ 証人と証言事項について ・ 本年度の調査経費について
第 2 回	令和 6 年 4 月 1 9 日	・ 証人と証言事項について
第 3 回	令和 6 年 4 月 2 6 日	・ 現地調査 ・ 証人と証言事項について
第 4 回	令和 6 年 5 月 1 3 日	・ 証人尋問（6 名）
第 5 回	令和 6 年 6 月 1 1 日	・ 証人と証言事項について
第 6 回	令和 6 年 6 月 2 4 日	・ 証人尋問（4 名）
第 7 回	令和 6 年 7 月 9 日	・ 証人と証言事項について
第 8 回	令和 6 年 9 月 1 7 日	・ 証人と証言事項について
第 9 回	令和 6 年 9 月 2 5 日	・ 証人尋問（4 名）
第 10 回	令和 6 年 1 1 月 5 日	・ 証人と証言事項について
第 11 回	令和 6 年 1 2 月 2 日	・ 証人と証言事項について ・ コンクリート調査の要請について
第 12 回	令和 6 年 1 2 月 4 日	・ 証人と証言事項について
第 13 回	令和 6 年 1 2 月 1 7 日	・ 証人尋問（4 名）
第 14 回	令和 6 年 1 2 月 2 4 日	・ 証人尋問（4 名）
第 15 回	令和 7 年 1 月 1 0 日	・ 証人尋問（5 名）
第 16 回	令和 7 年 1 月 3 0 日	・ コンクリート調査について ・ 証人について
第 17 回	令和 7 年 2 月 6 日	・ 証人尋問（1 名） ・ コンクリート調査について
第 18 回	令和 7 年 3 月 3 日	・ コンクリート調査について ・ 今後の予定について
第 19 回	令和 7 年 3 月 1 3 日	・ コンクリート調査について ・ 証人について
第 20 回	令和 7 年 3 月 1 9 日	・ 証人と証言事項について
第 21 回	令和 7 年 3 月 2 5 日	・ 証人尋問（3 名） ・ コンクリート調査について
第 22 回	令和 7 年 4 月 1 8 日	・ コンクリート調査について
第 23 回	令和 7 年 5 月 2 2 日	・ 土木工事及び建築工事について

第 24 回	令和 7 年 6 月 1 2 日	・ 調査報告書について
第 25 回	令和 7 年 7 月 1 1 日	・ 調査報告書について
第 26 回	令和 7 年 7 月 1 6 日	・ 調査報告書について
第 27 回	令和 7 年 8 月 1 日	・ 調査報告書について
第 28 回	令和 7 年 8 月 1 2 日	・ 調査報告書について

5 証人として尋問を求めた者、証言を求めた事項

〈令和 6 年 5 月 1 3 日〉

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター土木工事（水槽）及び水槽補修について

A 証人 水槽工事および建築工事 工事監理者

B 証人 水槽工事および建築工事 工事監理者

C 証人 水槽工事および建築工事 工事監理者

D 証人 水槽 J V 構成会社 代表取締役

E 証人 水槽 J V 構成会社 社員（水槽工事 現場代理人）

F 証人 水槽 J V 構成会社 社員（水槽工事 主任技術者）

〈令和 6 年 6 月 2 4 日〉

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター建築工事及び水槽補修について

G 証人 建築 J V 構成会社 部長

H 証人 建築 J V 構成会社 社員（建築工事 現場代理人）

I 証人 建築 J V 構成会社 社員（建築工事 主任技術者）

J 証人 建築 J V 構成会社 社員（建築工事 主任技術者）

〈令和 6 年 9 月 2 5 日〉

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター水槽工事・建築工事及び水槽補修について

K 証人 市職員（上下水道部下水道課 副主幹）

L 証人 市職員（上下水道部下水道課 課長代理）

M 証人 市職員（令和 4、5 年度上下水道部下水道課長）

N 証人 市職員（令和 3 年度上下水道部下水道課長、令和 4、5 年度上下水道部長）

〈令和6年12月17日〉

○大森地区農業集落排水事業 施設統廃合及び大森浄化センター設置場所の選定について、大森浄化センター水槽工事について

○証人 市職員（平成29年度～令和2年度上下水道部下水道課長）

○大森地区農業集落排水事業 施設統廃合及び大森浄化センター設置場所の選定について

P証人 元市職員（平成28年度上下水道部長）

Q証人 元市職員（平成28年度上下水道部下水道課長、平成30年度上下水道部長）

R証人 元市職員（平成29年度上下水道部長）

〈令和6年12月24日〉

○大森地区農業集落排水事業 施設統廃合及び大森浄化センター設置場所の選定について、大森浄化センター水槽工事について

S証人 元市職員（令和元年度～3年度上下水道部長）

○大森地区農業集落排水事業 施設統廃合について、大森浄化センター水槽工事・建築工事及び水槽補修について

T証人 横手市副市長

U証人 元横手市副市長（～令和5年3月）

V証人 横手市長

〈令和7年1月10日〉

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター水槽工事について

W証人 市職員（令和2～3年度財務部契約検査課長）

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター土木工事（水槽）及び水槽補修について

E証人（再尋問） 水槽JV 構成会社 社員（水槽工事現場代理人）

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター水槽工事・建築工事及び水槽補修について

L証人（再尋問） 市職員（上下水道部下水道課 課長代理）
M証人（再尋問） 市職員（令和4、5年度上下水道部下水道課長）
N証人（再尋問） 市職員（令和3年度上下水道部下水道課長、令和4、5年度
上下水道部長）

〈令和7年2月6日〉

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター水槽工事・建築工事及び
水槽補修について

X証人 市職員（令和3、4年度上下水道部下水道課主査）

〈令和7年3月25日〉

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター建築工事及び水槽補
修について

H証人（再尋問） 建築J V 構成会社 社員（建築工事 現場代理人）

I証人（再尋問） 建築J V 構成会社 社員（建築工事 主任技術者）

○大森地区農業集落排水（機能強化）事業 大森浄化センター水槽工事について

Y証人 水槽J Vおよび建築工事 下請会社 社員

6 記録および資料の提出

（1）地方自治法第100条第1項により提出を求めた記録

なし

（2）執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出された資料

- ・ 水槽工事完成図書（段階確認書）など工事にかかる書類一式
- ・ 水槽工事および建築工事 工事監理業務委託契約締結伺（写し）
- ・ 水槽工事および建築工事の下請業者が確認できる書類
- ・ 水槽補修にかかる書類（写真等を含む）
- ・ 水槽のコンクリート調査結果報告書
- ・ 建築工事の2年点検にかかる書類

7 調査の内容

(1) 大森地区農業集落排水（機能強化）事業の実施について

平成 28 年 10 月 1 日に市が公表した生活排水処理構想には、大森地域の方向性について、経済比較及び施工性・維持管理等の観点の検討により公共下水道への接続は見送ることとし、5つの処理区を段階的に大森処理区への統合を目指すとの記載がある。その中で、橋梁添架については、県との協議の結果、最終的に現在の大上橋への添架はできないとの回答を得ていることについても記載されている。

その後、平成 30 年 12 月 6 日に開催した産業建設常任委員会協議会では、「建設費・維持管理費の経済比較から、経過年数 20 年後以降は『3 処理区を統合し、センターを新築する場合』が最も安価であること、また、平成 29 年 7 月豪雨での水害を受け、施設の浸水対策が必要であることを踏まえ、現在の大森浄化センターとほぼ同規模の処理施設を大森処理区域内に新設し、管路及びポンプ施設により十日町及び本郷処理区を大森処理区へ接続・統合する」方針について説明があった。この際、平成 25 年度に県と協議した際は、大上橋に添架する方向性だったが、後に（県が）重量計算等をしたところ添架できないと言われたことについても説明されている。このことについて、平成 28 年度以降の担当部長・課長の証言に食い違いはなかった。

一方、新しい大森浄化センターの建設地については、同常任委員会協議会の説明資料に添付されていた図面上、旧大森処理施設の隣接地に「大森処理施設新築」との記載があった。平成 29 年度～令和 2 年度下水道課長からは、（場所の決定については）自分が指示したとの証言を得ており、平成 29 年度～令和元年度の上下水道部長 3 名の証言もあわせると、大森浄化センターの建設地については平成 29 年度ないしは 30 年度に決定されたと推測される。

また、示されたスケジュールでは、構想公表時と変わらず平成 34 年（令和 4 年）までに施設を整備し、平成 35 年（令和 5 年）に供用開始することとなっていた。

(2) 工事の発注の仕方および事業者選定について

本件工事の発注にあたって、市は施設の基礎部分ともいえる下部工事（水槽工事）と建築工事を分けて発注したが、建築確認申請は水槽から建屋までを 1 つの建物として行われていた。今回の水槽工事における瑕疵の発生を受け、工事監理者からは「建築の立場で言えば、下からずっと同じ業者でやったほうがいいのは間違いない」、建築 J V からは「土木工事とはいえ建築的要素があったので、やはり建築技術者が必要だったのではないか」、「地盤面より下は国でも土木工事になっている。ただ、構造的に建築屋がいなければならない場合は建築技術者が常駐すると書かれている場合もあるので、本当は一括で土木、建築それぞれの技術者が出てやれば一番スムーズにい

くと思う」、市職員からは「主に浄化槽なので土木が主体となって、建築の人たちがJ Vを組む形で一体でやればよかったかもしれないが、国の補助金は県が市町村要望によって振り分けるもので、予算の都合上、分けざるを得なかったという記憶がある」、「水槽部分、上物部分一体で建築確認を取っているので理想はやはり継続費で一括発注である」という趣旨の証言があった。

入札記録を確認すると、水槽工事は「一般土木工事」の種別で発注が行われている。また、市の建設工事共同企業体制度実施要綱には、特定建設工事共同企業体の構成員の要件として、当該工事を構成する一部の工種を含む工種について、建設業法第2条第5項の元請負人として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があることを満たす者という規定がある。

このことについて、当時の契約検査課長からは、市の建設工事の入札参加資格の工種は水槽工事に限定した設定がないこと、市では何十年に1回しかないような工事で、水槽工事を経験していない事業者がほとんどであり、実績があるという条件はかなり難しいものであったこと、県にも問合せ、土木工事の扱いで構わないとの参考意見があったこと、それなりの規模の工事経験を持つ事業者の実績を見て判定し、水槽工事に限定して実績を問うことはなかったこと、また、市内業者優先の考え方もあったことなどについて証言があった。

しかし、水槽工事については、完成検査後早々にクラック（ひび割れ）、ジャンカ（豆板）をはじめとする様々な不具合が確認され、水槽コンクリートの打ち継ぎ部の瑕疵であると判断されていることから事業者の実績と経験が生かされていたとは言い難い状況である。

また、水槽J Vからは、こういう施設を施工することは初めてであるとの証言があった。

（３）水槽工事におけるコンクリート型枠について

水槽工事におけるコンクリートの型枠は、当初設計では普通型枠となっていたが、化粧型枠（打ち放し型枠）によって施工されている。しかし、定例打合せ会議事録や工事打合せ簿を確認しても、この変更にかかる記述はない。化粧型枠を使用したことについて、水槽J Vは「設計の区分がパネコート（化粧型枠）なのか、普通型枠なのかは正直確認していない。そういった区分があることすら実は知らなかった。土木工事において型枠と言ったらパネコートという感覚だった」と証言しており、建物の基盤ともいえる水槽のコンクリート打設であるにもかかわらず、使用する型枠の種類について認識が薄く、確認もしていなかった。

なお、その後の工事過程において水槽内に防食・防水塗装を施工するために内面を

粗面に仕上げる必要があったが、パネコート（化粧型枠）を使用していたことから、建築工事においてコンクリートの目荒し作業を行っている。この下地処理は水槽工事の設計に含まれておらず、また、すでに水槽工事の完成検査は終了していたため、この内容は建築工事の変更設計に盛り込まれることとなった。

このことについては、令和6年3月に議会が監査委員に請求し、同年6月定例会で報告のあった監査報告書（以下「監査報告」という。）においても「その（型枠の）変更を決定する際、発注・受注者ともにリスクを予測できていないことが、検査時に瑕疵が発見できなかった大きな要因となった」と指摘されている。

（４）水槽工事におけるコンクリート打設について

水槽のコンクリート壁面が２回に分けて打設されたことについて、工事監理者は「面積も大きく打設量も多いので、あくまでもレイタンス除去および止水板設置をした上で２回にわたって打つことは設計上問題ない」としている。

水槽ＪＶから市に提出された水槽工事の施工計画書および工事特別仕様書には、コンクリート工において各コンクリート打設時に段階確認を行い、品質規格、運搬時間、天候、気温、養生等を確認することが記載されている。しかし、水槽工事のコンクリート打設において段階確認が実施されたのは、１リフト目打設後の躯体壁厚確認や打設後４週以降の推定強度試験等であり、いずれも打設後となっている。

さらに、コンクリート打設は雨天時に行われていたことが工事写真からも確認できる。コンクリート打設について、公益社団法人土木学会が発行する２０１２年制定コンクリート標準示方書・施工編には「打込みは雨天や強風時を避け、それらの不測の事態を考慮して準備しておかねばならない」との記載がある。コンクリート打設中に雨が降ると強度への影響があると考えられるため、雨天時には打設を行わないことが原則である。また、同標準示方書の解説によれば「最近では、突発的な気象変化により、大量の降雨が発生することがあり、集中豪雨のほとんどが積乱雲の発生に起因するものであるため、現場においては、雲の種類、動き、風の変化等にも気を配る必要がある。また、そのような不測の事態に備えて雨よけシート等を準備しておくのがよい。打込み面積が大きいスラブ等では、シートで覆うまでに時間がかかるので、早めに用意しておく必要がある」となっており、打設中に雨が降った場合は覆いをするべきであるとされている。

しかし、工事写真からは、打設時にシート等で養生している様子は確認できなかった。このことについて、水槽ＪＶからは「多少の雨が打設中に少し降ったという認識である。水分が混入すればコンクリート強度に影響があると思うが、工事における強度試験および市の指示による強度試験では、所定の強度以上のものがあったので結果

としてそれほど影響はなかったと考えている」、「天気は不十分だったと思うが、打設量も多く、工程の中でこの辺りしかできない状態になっていた」、「打設日が決まったとき、気象庁の長期予報等を参考にして、まず養生まではいらなかったのではないかということで、そのような対応をした」、建築ＪＶからは「現場が始まる前の現場確認の第一印象として、コンクリート表面が非常に洗われており、歩くと砂が浮いているような状態で、墨出しの墨がつかないような状況だった。強い雨に打たれた可能性はあるのではないかと思った」という趣旨の証言があった。

なお、打設だけでなく、レイトンス除去や止水板設置（打ち継ぎ目の処理作業）には、工事監理者、市の工事監督員ともに立ち会っておらず、レイトンス除去については作業写真も残されていない。

また、コンクリート打設の１リフト目と２リフト目で違う種類のコンクリートが使用されている。このことについて、水槽ＪＶからは「数年前まで県の共通仕様書では１１月以降は普通ポルトランドセメントを使用するようになり、同じ構造物の中でも下は高炉セメント、上は普通ポルトランドセメント（を使用すること）は普通のことである。生コン試験室からも上下違っても品質に問題ないとの回答を得ている」、建築ＪＶからは「コンクリートの種類が違うということは、建築ではちょっとあり得ないことだ」との証言があった。市職員からは、百条委員会以前の調査において「同一材料は望ましいが、もととなる主原料はほとんど同じで、強度は同等であるので問題ないと判断した。工事監理者も承諾している」との説明があった。

また、コンクリート打設計画書には、計画時と確認時に現場代理人のほか主任技術者、工事担当者が押印する欄が設けられているが、押印した形跡はなかった。さらに、打設計画書の提出時期について、工事監理者は「本来、施工業者から打設計画が提出された上で施工すべきだったが、再三の依頼に対して、出てこないまま打設が始まっていた」、水槽ＪＶは「（提出時期は）覚えていない。記憶が曖昧だが、市役所と設計監理者に提出している」、「打設が確定した時点で提出している」と証言していたが、再尋問においては「記憶が曖昧で分からない」となっている。市の担当職員は「監督員は打設前に水槽ＪＶと打設方法などについて何らかの打合せをしたと思うが、最終版の打設計画書はこちら側には残っておらず、業者が持っていたものを委員会のときに提出したというのが事実だ」、「打設計画書は、打設前には提出にはなっていない。打設までの間には定例打合せ会において、内容については打合せしていたと記憶している」と証言しており、打設方法等については定例打合せ会での協議が行われていたようだが、打設計画書自体は打設時までに提出されていなかった可能性が非常に高い。

水槽には複数の不具合が確認されており、打ち継ぎ目の瑕疵であると判断された事実からしても、コンクリート打設について市の工事監督員が受注者に対し適切な指示

を行っていたとは言い難い状況であった。

（５）水槽部分と建築部分の取り合い（接合部）について

水槽部分と建築部分の取り合いは、基礎にあたる水槽部分と上屋である建築部分を接合するために重要な箇所であるが、建築工事の第１回定例打合せ会議事録に、前回工事（水槽工事）部分の土間の差し筋、地中梁大梁の腹筋及び小梁の差し筋がないとの記載がある。

これについて、水槽ＪＶは「躯体と矢板の間のスペースは足場分しか余裕がないので（差し筋を）全部やると人も入れず、足場もばらせなくなる。工事監理者と協議して、最低限やるようにと回答があったところをやった」、市の工事監督員は「水槽工事の施工があるので、工事監理者も交えて協議し、その部分はあと施工アンカーでも大丈夫なので、主要な鉄筋を出すと決めて施工された」と証言しており、証言内容に食い違いはない。

また、工事監理者は「大梁主筋の差し筋は水槽壁版のどこかに必要定着長がアンカーされていていけばよい」との見解を示している。

しかし、地中梁の鉄筋施工の作業写真および大梁差し筋の定着長が確認できる写真は全く残されておらず、水槽ＪＶ（下請会社）の証言によると、ＪＶの指示により不要な鉄筋は工事に使用せず持ち帰っている。これらのことから、鉄筋は主要な部分にしか施工されていなかったものと判断される。

また、小梁の差し筋がない状態であったことへの対応として、小梁の配置を短辺方向に掛け替えして施工されることとなった。また、差し筋のない土間部分には、あと施工アンカーが施工された。これらは、建築主事との協議により行われており、設計変更として建築工事に盛り込まれているが、水槽工事の鉄筋工事が当初設計どおりに施工されていなかったことには依然として懸念が残る。

（６）建築工事への影響について

建築工事の準備工時点で水槽の不具合が確認されたため、建築工事は水槽補修作業と並行して進められることとなった。建築工事の定例打合せ会議事録には、クラック補修の時期を建築工事の工程表のどのあたりに入れるのか、水張試験は全槽が望ましいが時間的に間に合わないなどの記載がある。水槽補修が進むまで中断せざるを得ない工程もあったため、大幅にスケジュールが遅れたり変更せざるを得ない状況により、予定していた作業員が確保できない弊害が生じ、苦慮していることについても記載がある。

当初は工期を優先することに重点をおいて進められていたが、水槽からの漏水が確

認められるたび、工期を優先するか、工事を中断し健全な補修をするかのどちらを選択するのかについて幾度も話し合いが行われている。

そのような中で、建築ＪＶは一貫して、健全とは言い切れない水槽の工事を行うことはできない旨を訴えている。水槽補修定例打合せ会議事録には「どれだけ躯体に問題があろうと水槽に問題が発生した場合、最後に手をかけ、書類に残る建築ＪＶの責任となる」旨の記載があり、また、建築ＪＶからは「工事を進める上では下部工の責任というものをしっかりしてもらわないと着工できないということと、それが原因で補修しなければいけないというようなことも避けるためには確約書のようなものがほしいと再三話していた」という趣旨の証言があった。

その申し出を受け、市長名で「水槽工事施工の構造的な不具合や仕上げの不具合を原因とするものについて、履行の追完の請求及び損害賠償の請求を行わないことを約束する」ことが記載された念書が建築ＪＶに提出された。通常の工事であれば、このような「念書」が必要になることは決してない。他に類を見ない「念書」の存在なくしては工事を進めることができなかったことは、一連の工事の経過がいかに尋常でない事態であったかを表している。

この後、引き続き建築工事ならびに水槽補修が進められ、工期延長を余儀なくされ１年以上かかって施工された建築工事は令和５年６月３０日をもって完了し、水槽補修も同時期に完了した。

（７）水槽躯体の状況と補修について

水槽の躯体にクラックが確認されて以降、ジャンカをはじめとする様々な不具合が確認されており、打ち継ぎ目の瑕疵であると判断され、水槽ＪＶにより補修作業が行われている。

以下、工事と補修の経過等について記載する。

年月日	工事および補修の経過等
R3.3.30	水槽工事 開始
R3.11.11	コンクリート打設（壁１リフト目）
R3.12.15	コンクリート打設（壁２リフト目）
R4.2.25	水槽工事 完成
R4.3.8	水槽工事 完成検査
R4.3.29	建築工事 開始
R4.4.12	クラック確認
R4.5.12	ジャンカ確認
R4.8.2	打ち継ぎ部の不具合と判断、水槽ＪＶに手直しを指示

R4.10.12	ジャンカ補修完了
R4.10.20	・水張試験は1槽（ばっ気槽2）のみ実施すると判断
R4.11.2	・水張試験（ばっ気槽2）の際に <u>漏水</u> を確認 ・全槽水張試験することに決定
R4.11.16	建築JVが市に念書を依頼
R4.12.14	市が建築JVに念書の草案を提出
R4.12.26	市が建築JVへ市長名による念書を提出
R4.12.28	打ち継ぎ目・クラック補修完了
R5.1.6	水張試験開始
R5.1.11	流量調整槽の管廊側に <u>漏水</u> を確認
R5.4.5	水槽内補修完了
R5.6.8	ひび割れ補修開始
R5.6.30	・水槽補修完了 ・建築工事 完成
R5.9.12	9月定例会予算決算委員会産業建設分科会における工事瑕疵指摘
R5.9.21	大森浄化センター整備事業に関する調査特別委員会設置
R5.12.20	コンクリート強度についての調査（圧縮・引張強度試験）
R6.1.17	コンクリート強度についての調査結果（速報）提出
R6.2.6	汚泥貯留槽に <u>漏水</u> を確認
R6.2.15	コンクリート強度についての調査結果提出（必要な性能は確保されたと考えるが、定期点検の頻度を増やすなど経過観察が必要）
R6.3.18	特別委員会に百条調査権限を委任
R6.3.20	漏水補修工事（水張・止水）開始
R6.9.20	漏水補修工事（水張・止水）完了
R6.12.3	市へコンクリート構造物の健全性が確認できる調査の実施を要請
R7.1.14	コンクリート構造物調査（～17日）
R7.2.6	コンクリート構造物調査報告書（速報）提出
R7.3.10	コンクリート構造物調査報告書提出（大きめの空洞2箇所）
R7.4.7	コンクリート空洞補修（～5/14）
R7.4.16	全槽水張開始（外側への漏水がないか確認するため、外側の掘削が可能な施設西側の外壁部分において実施）
R7.5.29	水張後、西側外壁に <u>漏水</u> を確認（2箇所）
R7.6.6	漏水補修開始（～6/16）

実績や経験が十分とは言い難い状況で工事が始まり、水槽工事は完了したが、完成検査の1か月後には瑕疵が発覚している。施設の基礎部分ともいえる水槽のコンクリート打設は冬期間の雨天時、さらに打設計画書の提出・確認もなく、市の工事監督者の立会いもない状態で行われており、発注者、受注者ともに意識が低いと言わざるを得ない。

ほどなくして、水槽補修作業が建築工事と並行して行われたが、あくまで建築工事の工期を優先していたことから、補修した水槽の水張試験は1槽のみとした。しかし、その水張試験の注水を行った際に漏水が確認され、再び工期を優先するのか、躯体を健全なものにするため工事を中断するのかについて検討が重ねられ、全槽で水張試験を行うことが決定された。また、この頃から、工事定例打合せ会議事録には、工期延長についての記載が見られる。結局、建築工事が完成したのは当初予定の10か月後であった。

その数か月後、議会において特別委員会が設置されたが、調査途中においても漏水は確認されている。さらに、調査が百条委員会に移行してからも漏水は発生していた。このような状況を受けて、百条委員会からの要請により、コンクリートの健全性を確認するための調査が行われた。調査の結果、内部には、最も大きいもので水平方向に60cmほどの広がりを持った空洞、10cmほどの空洞、その他微細な空洞があることが分かり、補修が行われた。その後、施設外部への漏水がないかを確認するため、建物西側壁面の土を掘削した状態で水張試験が行われたが、その際も外壁には漏水（2箇所）が確認されている。しかも、このとき調査されたのは、外側の掘削が可能であった西側壁面のみであり、残りの3面については土中であったため確認できていない。このことは、水槽補修が完了したとは言えない状態であることを示している。

以上のように、漏水は不定期に繰り返し発生しており、もはや、どこからの漏水であるのか確認することはできず、漏水が確認されるたびに後手に回って補修するしかない状況となっている。この後も漏水が発生する可能性は高く、今なお漏水が確認されているという事実は重く受け止めなければならない。事後補修と経過観察を行わなければ供用することはできない状態となっている。

8. 総括

（1）市議会が一連の工事瑕疵について把握し、特別委員会による調査が開始されたのは、水槽工事および建築工事が完了した後であった。その後、約半年間の調査を経て百条調査へ移行したが、水槽工事が施工されてから約2年半、工事瑕疵の発覚から1年以上が経過してからの調査であったことから、証人の複数は記憶が曖昧になって

おり、何名かの市職員は人事異動ないし退職していた。これにより、すべての証言が有益なものであるとは言えない状況だったことは否定できない。

（２）工事発注の形態について、建物の基礎が水槽部分であるならば、やはり水槽工事と建築工事は一括発注するべきだったのではないか。また、分離発注を選択するとしても建築技術者を配置するべきだったのではないか。分離発注としたことがこのような事態を生んだ原因の一つではないかと考えられる。

このことにより発生した水槽工事の瑕疵とその補修による建築工事の遅れ、さらには調査途中にも発生している漏水とその補修などによって、工事費の増額だけでなく、工期延長したことに付随する数字として表れにくい人件費や労力などが確実にかかり増ししている。現時点でも、供用開始が遅れていることによる見えない費用と手間が発生していることも忘れてはならない。

（３）建物の基礎部分にあたる水槽のコンクリート打設が工事監理者および市の工事監督員の立会いもなく行われたこと、また、完成後に目視により確認できない部分の記録がすべてそろっていないこと、特に水槽部分と建築部分の取り合い（接合部）の鉄筋工事についての施工写真が工事完成図書に全く残されていないこと、および工事特別仕様書に記載されているコンクリート打設時に段階確認が行われていないことについては、契約事項が遵守されておらず、契約不履行にあたる判断される。

また、コンクリート打設に関しては、工事打合せ簿での協議なく型枠が変更されており、書面（工事打合せ簿）での協議がない設計変更はできないと規定している市の工事請負契約における設計変更ガイドラインに抵触すると考えられるが、そもそも型枠の種類に対する認識不足が原因であり、ガイドライン違反以前の問題である。

コンクリート打設は、施設の健全性、耐久性に深く関わる部分であり、受注者・発注者ともにその役割を放棄したと言っても過言ではなく、公共工事であることの重要性を認識していないと言わざるを得ない。

（４）工事における基本的な事務執行については、工事打合せ簿に記録がないまま工事内容が変更されていたことや段階確認が適切に行われていたのかについて疑義が残る結果となったことなど、不適切な点も確認された。市の工事監督員としての責務が果たされていたとは言い難く、監査報告における指摘事項および市に求める改善策については、全く同感である。特に、改善策の一つとして挙げられている「横手市工事監督員マニュアル」の整備については、同様の事案を生み出さないためにも必要不可欠なものであると考える。

公共工事を行う者としての責任を肝に銘じ、専門性が高い工事にも対応できる職員体制を整えることを切に望むものである。

（５）水槽工事の不具合が確認された数か月後に、担当部局から市長および副市長に補修を行う旨の報告が行われているが、この時点で市長および副市長は、大変な瑕疵であり重大事案であるという認識はなかったと証言している。当時の担当部長からは、瑕疵部分にかかる現場写真を用いて報告したとの証言があったが、補修により収束するものとの認識であった。

これほどの工事瑕疵について、補修を優先させるあまり案件を部局で抱え込み、市長および副市長への報告が事後になっていることは、コンプライアンス意識が低下し、組織のガバナンスが弱体化している状態にほかならない。このような事態に陥ったことは、結果的に下水道事業会計が企業会計であったため議会の議決の必要がないまま事が進んでしまったことも一因ではないかと考えられるが、限りなく組織としての隠蔽と捉えられかねない事態を招いており、組織としての責任と自覚が欠如していたと言わざるを得ない。

また、市長名での念書が建築ＪＶに提出されている以上、組織の最高責任者である市長の責任も当然免れるものではない。

いま一度、組織としての情報共有ならびに議会への情報提供の在り方を確認し、職員一人ひとりに周知徹底されるとともに、今後二度と市民や議会に疑惑や不信の念を抱かせることのないよう、組織のあるべき姿を再認識、再構築されることを強く求めるものである。

９ 証言拒否等

（１）証人の出頭拒否の状況

なし

（２）証人の証言拒否の状況

なし

（３）虚偽の証言

なし

（４）自白の状況

なし

（５）記録の提出拒否の状況

なし

(6) 宣誓拒否の状況

なし

10 告発の状況

なし

11 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決

令和5年度 5万円(令和6年3月18日議決)

令和6年度 90万円(令和6年4月19日議決)

(2) 決算見込額

令和5年度

予算執行なし

令和6年度

項目	内容	金額(円)
費用弁償	実費弁償	52,840
需用費	お茶(証人用)	1,440
役務費	郵送	13,160
委託料	会議録データ反訳	277,200
合計		344,640

12 その他

(1) 証人に対する公示送達

なし